

○広島国際大学大学院科目等履修生規定

2003年4月1日

学園1124

改正 2021年3月30日

(趣旨)

第1条 この規定は、広島国際大学大学院学則第48条に定める科目等履修生の出願資格、履修、単位等について、必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 広島国際大学大学院(以下「本大学院」という)に履修を出願できる者は、つぎの各号のいずれかに該当する者とする。

- イ 大学を卒業した者
- ロ 学位授与機構から学士の学位を授与された者
- ハ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- ニ 文部科学大臣の指定した者
- ホ その他本大学院において、前各号と同等以上の学力があると認められた者

(履修)

第3条 履修は、博士前期課程、修士課程または専門職学位課程において開講する授業科目のうち、別に定める授業科目について許可する。

2 履修できる授業科目は、1年につき6科目以内とする。

(入学時期および履修期間)

第4条 入学時期は、学年または学期の始めとし、履修期間は当該学年または学期とする。

(出願手続)

第5条 科目等履修生として出願する者は、つぎの書類に別に定める検定料を添えて、指定の期間内に教育・学生支援機構を経て、学長に願い出なければならない。

- イ 科目等履修願
- ロ 履歴書
- ハ 最終学校の卒業証明書および学業成績証明書
- ニ その他必要として本大学院が提出を求めた書類

(選考および履修許可)

第6条 科目等履修生には、本大学院の教育・研究に支障がない場合に限り、研究科委員会の議を経て研究科長が選考し、学長が許可する。

(履修料)

第7条 科目等履修生は、履修料を納入しなければならない。

2 履修料は、1単位当たり20,000円とし、履修許可通知後7日以内に納入しなければならない。

3 履修料を期日までに納入しない場合は、履修許可を取り消す。

4 広島国際大学科目等履修生履修料納入内規第5条各項の規定は、本大学院科目等履修生に、これを準用する。

(特別の経費)

第8条 履修に際し、特別の経費を要する場合、これを科目等履修生から徴収することができる。

2 前項の経費および納期については、その都度定める。

(既納の履修料等)

第9条 既に納入した検定料、履修料および特別の経費は、理由のいかんを問わず返戻しない。

(単位の授与)

第10条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(規定の準用)

第11条 科目等履修生に対しては、この規定に定めるほか、広島国際大学大学院学則およびその他の規定を準用する。

(規定の改廃)

第12条 この規定の改廃は、研究科委員会および大学・大学院運営会議の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

1 この規定は、2003年4月1日から施行する。

2 この改正規定は、2021年4月1日から施行する。